

平成 30 年度第 1 回成田市国民健康保険運営協議会会議概要

1. 開催日時

平成 30 年 7 月 12 日（木）午後 2 時開会

2. 開催場所

成田市花崎町 760 番地

成田市役所議会棟 3 階 第 3 委員会室

3. 出席者

○委員

西山会長、今井委員、丸委員、椿委員、小幡委員、福原委員、保津委員、
太田委員、藤崎委員、阿部委員、眞鍋委員、込山委員、小柳委員、秋山委員、
上村委員

○事務局

伊藤市民生活部長

保険年金課

高橋課長、大場国保給付管理係長、安西国保資格課税係長、佐々木副主査、
小川主任主事

納税課

椿課長、池淵徴収係長

4. 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 副市長あいさつ

(4) 議事

議案第 1 号 平成 29 年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出
決算（案）について

議案第 2 号 平成 29 年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出
決算（案）について

(5) 報告事項

報告第 1 号 成田市国民健康保険条例等の一部改正について

報告第 2 号 成田市国民健康保険直営診療所の運営について

(6) 閉会

5. 概要

① 議案第1号 平成29年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算（案）について

○事務局（大場係長）

議案第1号について概要を説明。

① 質疑等

○今井委員

まず、2款保険給付費について、1億8千万円ほど減になっているが、この理由についてお伺いする。

次に、収納状況について、特別徴収と普通徴収の割合がわかれば、教えていただきたい。

○事務局（大場係長）

保険給付費の減については、被保険者数が、年間平均、前年度比約4.8%の減少となっていることに対して、一人当たり医療費は、約3%の増加となっている。

このことから、医療費の増加の幅よりも、被保険者数の減少の幅の方が大きかったために、結果的に保険給付費の減になったもの。

○事務局（安西係長）

特別徴収と普通徴収の割合について、平成29年度末の状況で申し上げる。

全体の世帯数が1万9030世帯あり、そのうち特別徴収の世帯が、3,374世帯、割合にして17.8%である。普通徴収のうち、口座振替が4,681世帯、割合にして24.6%、その他、納付書払い等に関しては、1万975世帯で、57.6%である。口座払いと納付書等払いあわせ、82.2%が普通徴収になる。

○丸委員

1点目は、過年度療養給付費等交付金について、前年度と比べ、平成29年度は0円で計上されている。これを詳しくお伺いしたい。

2点目が、一般被保険者返納金・退職被保険者等返納金について、金額が増加しているので、この返納金の内容を教えていただきたい。

最後に、前期高齢者納付金についても、大幅な変化があったので、こういった理由があったのか教えていただきたい。

○事務局（大場係長）

まず 1 点目、過年度分療養給付費等交付金については、社会保険診療報酬支払基金が、その年度の退職者医療に係る医療費の見積もりに基づき、概算交付を行い、翌年度の実績報告により清算する形となっている。平成 27 年度の交付金が、清算の結果、追加交付となったため、平成 28 年度は、60,993,872 円が、過年度分交付金として交付された。平成 28 年度の交付金については、清算の結果、超過交付となったため、差額を平成 29 年度の償還金の中で返還している。

次に、一般被保険者返納金・退職被保険者等返納金については、厚生局の監査による診療報酬の不当請求の返還金が入金したものである。この返還は、千葉県がんセンターの医療事故をきっかけとした監査によるもので、成田市は、一般分で 9,573,397 円、退職分で 1,445,201 円が入金された。すべての被保険者で、約 19 億円の返還がされているということである。

前期高齢者納付金については、制度改正があり、国民健康保険の負担割合が増加したことによるもの。社会保険からお金を集め、国保保険者に交付金として交付するという形をとっているが、健康保険組合の負担が多すぎるということで、制度改正が行われ、平成 29 年度から国保の負担分が増加した。

○丸委員

副市長のあいさつでも話があったが、成田市の繰出金はある程度確保しているとのこと。平成 29 年度までの予算の組み方や、広域化された新制度の中で、予算の編成上、何か大幅に変わるものはあるのか。

○事務局（大場係長）

制度改正により、歳入に保険給付費交付金、歳出に国保事業費納付金が追加された。

保険給付費交付金のうち、普通交付金は、市町村国保の保険給付の全額を、県から市に交付するもの。特別交付金は、保険事業や収納率向上などの取組みに対し交付されるもの。保険事業費納付金は、県から保険給付費交付金などを支払うために必要な原資を市から集めるものになる。

これら交付金・納付金の導入により、市は、あらかじめ定められた納付金を支払いきさえすれば、例えばインフルエンザなどで、予期せぬ医療給付費の増加に直面しても、その支払いに要する費用は、全額、交付金として交付されることになる。

そのため、予算編成上、医療費の急激な変動分を見積もる必要が少なくなったということが、今までとの大きな変更点になる。

○丸委員

一番心配されたところだが、いわゆる広域化に伴って、県から示されている納付金については、成田市がその示された金額を、保険税と、市の繰入金を合わせて納付すればそれで問題はないということか。

○事務局（高橋課長）

考え方としては、そういう考え方になる。

今まで、国から直接市に来ていたお金が、今度はまず県に入ることになる。

また、今まで市町村が支払っていたものが、県に入り、残りの不足する分について、各市町村に割り振りが来ているものが、納付金と考えていただいて構わない。納付金に関しては、市としては、やはり国保税で賄うべきものは賄わなくてはいけないものであり、成田市としての一般会計からの繰入金で賄うべきものと、両方合わせて支払うような形になる。

納付金を少なくするためにはやはり、医療費を是正し、市としても、保健指導や収納率向上等、色々な努力を重ね、納付金が少なくなる対策をとらなくてはならなくなるというのが、国保広域化である。

② 議案第 2 号 平成 29 年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算（案）について

○事務局（大場係長）

議案第 2 号について概要を説明。質疑等なし。

③ 報告第 1 号 成田市国民健康保険条例等の一部改正について

○事務局（安西係長）

報告第 1 号について下記の 2 点を報告。

- ・国民健康保険条例及び国民健康保険条例施行規則及び国民健康保険税条例の一部改正について
- ・国民健康保険税の減額措置の拡大について

③ 質疑

○丸委員

県の国民健康保険運営協議会が新たに作られ、各市町村もそれぞれ運営協議会の場が設けられていることと思うが、広域の中の運営協議会と各市町村の運営協議会、どんな役割をもってどういう関わりがあるのかお伺いする。

○事務局（大場係長）

県の運営協議会では、県の方で処理することとされている国保事業費納付金の徴収や、県の国民健康保険運営方針に関する重要事項を協議し、市の運営協議会は、市が処理することとされている保険給付や保険税の徴収などの重要事項を審議していただくことになる。

関わりについては、千葉県の国民健康保険運営協議会には、被保険者代表として4名、各市町村運営協議会委員の代表が就任しているところである。

④ 報告第2号 成田市国民健康保険直営診療所の運営について

○事務局（高橋課長）

報告第2号として下記について報告。質疑等なし。

- ・国保大栄診療所の臨時休診及び8月2日からの一部診療再開について

⑤ その他

○事務局（安西係長）

その他事項として、事務局から下記の3点を報告。

- ・保険証の更新について

本市においては、毎年8月に保険証の一斉更新を行っている。本年度については、7月6日ごろから順次新しい保険証を配達している。

- ・今年度の国保税について

今年度の国保税の納税通知書については、7月13日に発送する。なお、年金からの特別徴収の方については、決定通知書を20日に発送する。

- ・年金サテライト成田について

7月2日より、佐原年金事務所分室として、年金サテライト成田がスカイタウン成田の2階に開所した。このことにより、利便性の向上が期待できるところである。

6. 傍聴

1人

7. 次回開催日（予定）

平成31年2月